

野田市私立保育所等障がい児等保育
事業補助金交付規則の一部を改正する
規則をここに公布する。

令和6年3月29日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第 3 1 号

野田市私立保育所等障がい児等保育事業補助金交付規則の一部を改正する規則

野田市私立保育所等障がい児等保育事業補助金交付規則（平成 2 9 年野田市規則第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中オをカとし、エの次に次のように加える。

オ アからエまでに該当する児童以外の児童で、医師による診断書や巡回支援専門員等障がいに関する専門的知見を有する者による意見書などの資料をもって障がいを有すると市長が認めた児童

別表中要配慮児童受入事業の項中「（野田市私立保育所等保育事業補助金交付規則（平成 1 8 年野田市規則第 4 0 号）別表に規定する保育士配置改善事業の対象経費に該当するものを除く。）」を削り、「寄附金」を「野田市私立保育所等保育事業補助金交付規則（平成 1 8 年野田市規則第 4 0 号）別表に規定する保育士配置改善事業の特定乳幼児受入分に係る補助金の対象となる金額、寄附金」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の野田市私立保育所等障がい児等保育事業補助金交付規則の規定は、この規則の施行の日以後に実施される要配慮児童受入事業に係る補助金について適用する。